

西尾市工場等建設奨励金 西尾市雇用促進奨励金のご案内

西尾市内に工場等の新設又は増設をする企業に対し、①工場等建設奨励金を交付します。また、工場等建設奨励金の適用企業を対象に②雇用促進奨励金を交付します。

補助金額

- ①工場等の新設又は増設に伴う固定資産税(土地+建物)の納付相当額を翌年度に交付します(3年間)。【最大5億円】
- ②新規常用雇用従業員1人につき50万円(女性及び障害者は70万円)を工場等建設奨励金の2回目の交付時に交付します。【最大1千万円】

対象業種

日本標準産業分類に掲げるもののうち、主として以下の業務のために取得する工場等が対象となります。

- ① 大分類E(製造業)
- ② 大分類H(運輸業・郵便業)のうち、中分類44(道路貨物運送業)、中分類47(倉庫業)
- ③ 中分類48(運輸に付帯するサービス業)のうち、小分類484(こん包業)

適用要件

①工場等建設奨励金

以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 工事着手する日の30日前までに工場等建設奨励措置適用申請書を提出すること
- ② 取得又は賃貸借契約等を締結した土地に工場等の新設又は増設を行うこと。
- ③ 投下固定資産の取得費が以下の企業者の区分に応じて定められた額以上であること。
 - (1)常時使用する従業員の数が20人以下の事業者で、投下固定資産の取得費が1億円以上であること
 - (2)資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の事業者で投下固定資産の取得費が2億円以上であること
 - (3)上記以外の事業者で投下固定資産の取得費が5億円以上であること
- ④ 西尾市工場等建設奨励金、西尾市企業立地奨励金及び西尾市中小企業投資促進奨励金の交付を受けたことがない、又は最終交付年度の翌年度の4月1日を経過していること
- ⑤ この奨励金の交付対象となる投下固定資産に対し、市から他の補助金等を受けていないこと
- ⑥ 市税を滞納していないこと
- ⑦ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと
- ⑧ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を営んでいないこと

②雇用促進奨励金(令和元年10月以降に工場等建設奨励措置適用を受けた企業が対象)

以下の①及び②の要件を満たす必要があります。

- ① 新規常用雇用従業員であること
- ② 操業開始日の6か月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者で、雇用された日から継続して市内に住所を有すること

工場等建設奨励金交付スケジュール

①事前協議

②適用申請書提出

※建物工事着手日の30日前まで

③工場等建設奨励審査会

④適用決定通知

⑤工事着手届

⑥工事完了届

⑦操業開始届

⑧固定資産税の納付

⑨奨励金交付申請書提出

※納付した翌年度

⑩奨励金交付決定通知

⑪奨励金請求書提出

2年度目以降は⑧以降の手続きとなります。

②適用申請に必要な書類

- 1 工場等建設奨励措置適用申請書（様式第1号）
- 2 企業概要書（要領様式A）
- 3 決算書（直近2期分）
- 4 法人の履歴事項全部証明書
- 5 定款（原本証明されたもの）
- 6 事業計画書（要領様式B）
- 7 位置図・建物配置図・平面図・立面図
- 8 奨励措置対象固定資産リスト（要領様式C）
- 9 土地の売買契約書（又は賃貸借契約書）
- 10 土地の全部事項証明書（謄本）
- 11 建物の見積書
- 12 完納証明書
- 13 誓約書及び役員一覧表
- 14 その他必要と認める書類

⑤工事着手届に必要な書類

- 1 工事着手届（様式第4号）
- 2 工事等の新設又は増設に係る工事の工程表
- 3 建築基準法の規定による確認済証の写し

⑥工事完了届に必要な書類

- 1 工事完了届（様式第5号）

⑦操業開始届に必要な書類

- 1 操業開始届（様式第6号）
- 2 奨励措置対象固定資産リスト（要領様式C）
- 3 投下固定資産取得額を証する書類（領収書等）

⑨交付申請に必要な書類

- 1 工場等建設奨励金交付申請書（様式第2号）
- 2 完納証明書
- 3 前年度の投下固定資産に係る固定資産課税証明書
- 4 その他必要と認める書類

⑪奨励金請求に必要な書類

- 1 工場等建設奨励金交付請求書（様式第3号）

注意事項

- 1 以下の項目に該当する場合は「変更届」の提出が必要です。
 - (1) 申請者の住所(所在地)及び氏名(名称、代表者)に変更があるとき。
 - (2) 業種及び事業内容に変更があるとき。
 - (3) 申請書に記載された工事着手年月日を繰り上げて変更するとき。ただし、申請書が変更後の工事着手年月日の30日前までに提出されている場合を除く。
 - (4) 申請書に記載された工事着手年月日を6か月を超えて繰り下げて変更するとき。
 - (5) 工事完了及び操業開始時期について、申請書に記載された工事完了年月日及び操業開始年月日から6ヶ月を超えて変更するとき。
 - (6) その他、市長が必要と認めるとき。
- 2 申請書に記載した投下固定資産取得額の合計額を超過して投下固定資産を取得した場合、超過分は奨励金の対象とはなりません。
- 3 奨励金の交付対象となった投下固定資産は奨励金の最初の交付を受けた日から5年間は処分することができません。

雇用促進奨励金交付スケジュール

例：工事着手 令和 4年 1月 操業開始 令和 4年10月1日の場合

